

損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度（諮問事項第一）に関する資料

第1 損害賠償の請求

- 1 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪，強制わいせつ及び強姦の罪，逮捕及び監禁の罪並びに略取，誘拐及び人身売買の罪等に係る被告事件の被害者又はその相続人は，当該被告事件の係属する地方裁判所に対し，その弁論終結前に限り，訴因を原因とする不法行為に基づく損害賠償の請求をすることができるものとする。
- 2 1の請求をしようとする者は，その趣旨並びに請求の原因となる訴因及び損害の内容を記載した書面を裁判所に提出しなければならないものとする。
- 3 裁判所は，2に規定する書面の提出を受けたときは，遅滞なく，当該書面の謄本を被告人に送達しなければならないものとする。
- 4 裁判所は，被告事件について無罪，免訴又は公訴棄却等の裁判をしたときは，決定で，1の請求を却下しなければならないものとする。
- 5 1の請求は，4の決定があったときは，当該決定の告知を受けた時から6月以内に裁判上の請求等をしなければ，時効の中断の効力を生じないものとする。
- 6 1の請求についての審理は，被告事件について終局裁判の告知があるまでは行わないものとする。
- 7 裁判長は，1の請求があった場合において，被告事件について公判期日を定めたときは，あらかじめ，これを当該請求をした者に通知しなければならないものとする。
- 8 1の請求に係る事件の当事者は，被告事件について終局裁判の告知があるまでに，当該請求について合意が成立した場合には，裁判所に対し，犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第4条に規定する申立てをすることができるものとする。この場合において，当該合意を公判調書に記載したときは，その記載は，裁判上の和解と同一の効力を有するものとする。

第2 審理及び裁判

- 1 第1の1の請求についての審理のための口頭弁論又は審尋は，被告事件について有罪の言渡しがあった後直ちに開始するものとする。ただし，相当でないと認めるときは，裁判長は，当該言渡しがあった後速やかに，最初にすべき口頭弁論又は審尋の期日を定めなければならないものとする。

- 2 裁判長は、口頭弁論又は審尋の期日を定めたときは、第1の1の請求に係る事件の当事者を呼び出さなければならないものとする。
- 3 第1の1の請求については、特別の事情がある場合を除き、4回以内の期日において、審理を終結しなければならないものとする。
- 4 裁判所は、最初にすべき口頭弁論又は審尋の期日において、被告事件の訴訟記録を取り調べなければならないものとする。
- 5 第1の1の請求についての裁判は、決定によるものとする。この場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てて、又は立てないで仮執行をすることができることを宣言することができるものとする。
- 6 5の決定は、主文及び理由の要旨を記載した決定書を作成して行わなければならないものとする。
- 7 第1の1の請求に係る事件の当事者は、裁判所書記官に対し、当該事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付を請求することができるものとする。ただし、当該記録中被告事件の訴訟記録に係る部分の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付の請求については、裁判所が許可したときに限り、することができるものとする。

第3 通常の民事裁判所への移行

- 1 裁判所は、第1の1の請求についての審理に日時を要するため第2の3に規定する期日において審理を終結することが困難であると認めるときは、申立てにより又は職権で、当該請求に係る事件を通常の民事裁判所に移行させることができるものとする。
- 2 第1の1の請求をした者は、被告事件について終局裁判の告知があるまで、当該請求に係る事件を通常の民事裁判所に移行させる旨の申立てをすることができるものとする。
- 3 2に規定する場合のほか、第1の1の請求に係る事件の当事者は、第2の5の決定があるまで、相手方の同意を得て、当該事件を通常の民事裁判所に移行させる旨の申立てをすることができるものとする。
- 4 2又は3の申立てがあったときは、第1の1の請求に係る事件は、通常の民事裁判所に移行するものとする。
- 5 1又は4の規定により第1の1の請求に係る事件が通常の民事裁判所に移行したときは、当該請求があった時に、当該民事裁判所に訴えの提起があったも

のとみなすものとする。この場合において、裁判所書記官は、当該民事裁判所の書記官に対し、当該事件に関する記録（当該記録中被告事件の訴訟記録に係る部分については、相当でないものを除く。）を送付しなければならないものとする。

- 6 5の規定により訴えの提起があったものとみなされた場合における5の規定により送付された記録についての書証の申出は、民事訴訟法の規定にかかわらず、証拠とすべきものを特定することにより行うことができるものとする。

第4 不服申立て

- 1 第1の1の請求に係る事件の当事者は、第2の5の決定に対し、第2の6の決定書の送達を受けた日から2週間以内に、裁判所に異議の申立てをすることができるものとする。
- 2 第2の5の決定に対し適法な異議の申立てがあったときは、第1の1の請求があった時に、通常の民事裁判所に訴えの提起があったものとみなすものとする。この場合において、裁判所書記官は、当該民事裁判所の書記官に対し、当該請求に係る事件に関する記録（当該記録中被告事件の訴訟記録に係る部分については、相当でないものを除く。）を送付しなければならないものとする。
- 3 2の規定により訴えの提起があったものとみなされた場合における2の規定により送付された記録についての書証の申出は、民事訴訟法の規定にかかわらず、証拠とすべきものを特定することにより行うことができるものとする。
- 4 第2の5の決定に対し適法な異議の申立てがあったときは、当該決定は、仮執行の宣言を付したものを除き、その効力を失うものとする。
- 5 第2の5の決定に対し適法な異議の申立てがないときは、当該決定は、確定判決と同一の効力を有するものとする。